

ID: 241

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町農業集落排水事業分担金徴収条例 第10条本文		
例規番号	平成17年条例第151号		
<p><b>【根拠条文】</b> (延滞金)</p> <p>第10条 町長は、第5条第2項の納期限までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して、徴収するものとする。ただし、納期限までに分担金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認めた場合においては、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日